

(目的)

第 1 条 金沢美術工芸大学美術工芸研究所（以下「研究所」という。）は、学術に関する調査研究等を行うことにより、本学の教育と研究の高度化を図ることを目的とする。

(分掌)

第 2 条 研究所は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 美術、工芸及びデザインに関する調査研究
- (2) 芸術資料の収集と管理
- (3) 伝統工芸聴講生に対する理論の教授及び実技の指導
- (4) 研究活動の推進と研究成果の発信
- (5) F D 活動
- (6) その他前条の目的を達成するために必要な事業

2 前項第 4 号及び第 5 号の事業を行うため、研究所に教育研究センターを置く。

3 第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 4 号の事業を行うため、研究所に柳宗理記念デザイン研究所を置く。

(研究所長)

第 3 条 研究所に美術工芸研究所長（以下「研究所長」という。）を置く。

2 研究所長は、教育研究審議会委員から理事長が指名する。

3 研究所長は、担当する理事の監督のもとに、前条第 1 項各号に掲げる事業を統轄し、所属職員を指揮監督する。

(研究所運営会議)

第 4 条 研究所の運営を行うため、美術工芸研究所運営会議を置き、次に掲げる職員をもって組織する。

- (1) 研究所長
- (2) 本学教員から理事長が指名する教育研究センターの長（以下「センター長」という。）
- (3) 理事長が指名する柳宗理記念デザイン研究所の長（以下「デザイン研究所長」という。）
- (4) 本学教員から理事長が指名する者
- (5) 事務局職員

2 前項第 2 号、第 3 号及び第 4 号の者の任期は、1 年とする。ただし、再任を妨げない。

(研究員等)

第 5 条 第 2 条第 1 項第 1 号から第 3 号及び第 6 号に掲げる事業を実施するため、理事長が指名する教員を研究所の研究員にあて、このほか事務局職員を置く。

2 理事長は、必要に応じ、学外の者を委嘱し、若しくは招へいし、前項の研究員とすることができる。

3 研究所の研究員等は、研究所長が指示する事業を行う。

4 研究所の研究員の任期は、1 年とする。ただし、再任を妨げない。

(研究所客員教授)

第6条 理事長は、必要に応じ、研究所に客員教授を置くことができる。

(教育研究センター)

第7条 教育研究センターは、次に掲げる職員をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) 理事長が指名する教員
- (3) 事務局職員

2 前項第1号及び第2号の者の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

3 センター長は、研究所長の監督のもとに、教育研究センターを総括し、当該センターに属する職員を指揮監督する。

4 教育研究センターの職員は、担当する事業のうち、センター長が指示する事業を行う。

(柳宗理記念デザイン研究所)

第8条 柳宗理記念デザイン研究所は、次に掲げる職員をもって組織する。

- (1) デザイン研究所長
- (2) 事務局職員

2 前項第1号の者の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

3 デザイン研究所長は、研究所長の監督のもとに、柳宗理記念デザイン研究所を総括し、柳宗理記念デザイン研究所に属する職員を指揮監督する。

4 柳宗理記念デザイン研究所の職員は、担当する事業のうち、デザイン研究所長が指示する事業を行う。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年3月26日から施行する。